みんなの年金ガイド

令和4年4月からの年金制度の 主な改正内容について(その1)

今月の年金相談

5月12日(木)

10:30~12:00 13:00~15:00

完全予約制

次回は6月9日(木)です。

役場第2委員会室

1. 年金手帳に代わり「基礎年金番号通知書」が発行されます

4月1日以降、国民年金制度または被用者国民年金制度に初めて加入された方には、年金手帳の代 わりに「基礎年金番号通知書」が発行されます。

すでに年金手帳をお持ちの方には、「基礎年金番号通知書」は発行されませんので、引き続き年金手帳 を大切に保管してください。紛失などにより、年金手帳の再発行を受けようとする場合には、年金手 帳に代わって「基礎年金番号通知書」が再発行されることとなります。

2. 繰上げ受給の減額率が見直されます

老齢年金を65歳になる前に受給開始(繰上げ受給)された場合の減額率が、ひと月あたり0.5%から 0.4%に引き下げられました。

これにより、例えば、60歳から繰上げ受給される場合には、減額率が $24\%(0.4\% \times 60$ ヵ月)となり ます。

対象となる方は、令和4年3月31日時点で60歳未満の方(昭和37年4月2日以降生まれの方)です。昭 和37年4月1日以前の生まれの方については、引き続き0.5%が適用されます。

3. 繰下げ受給の上限年齢が引き上げられます

老齢年金を66歳以降に受給開始(繰下げ受給)する場合の上限年齢が70歳~75歳まで引き上げられま した。年金額は、受給開始をひと月遅らせるごとに増額率が0.7%ずつ増えていき、増額率は最大84% $(0.7\% \times 120 \pi \beta)$ となります。

また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても、繰下げの上限が5年~10年に引き上 げられました。

対象となる方は、令和4年3月31日時点で、次の①または②のいずれかに該当する方です。

- ①70歳未満の方(昭和27年4月2日以降生まれの方)
- ②老齢年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方(受給権発生日が平成29年4 月1日以降の方)
- ※上記の①、②のいずれにも該当しない方は、引き続き70歳が繰下げ受給の上限年齢となります。

➡ 詳しくは、お近くの「年金事務所 | へおたずねください ●

◆問い合わせ先 請求手続きや届け出など ねんきんダイヤル

20570 - 05 - 1165

函館年金事務所 ・加入手続きや納入相談など(国民年金課)

20138 - 82 - 8002

・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室) | ※アナウンスに従いおかけください。

役場窓□ 住民生活課社会係 20137 - 62 - 2112

熊石総合支所住民サービス課

201398 - 2 - 3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。